

船橋市放課後ルーム入所事項変更届
(おやつ停止、再開、献立変更用)

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

届出者（保護者）

住 所 船橋市

氏 名

電 話

放課後ルームの入所事項について、裏面の注意事項に同意し、下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

ルーム名	放課後ルーム (第 ルーム)	学 年	年
児童氏名		生年月日	年 月 日
変更事項 ※該当する項目に○をして下さい。	《おやつ停止、再開》 おやつを [停 止 ・ 再 開] します。		
	《おやつ献立変更》 おやつを [8 大対応※ ・ 通常] 献立に変更します。 ※ 8 大対応献立…特定原材料 8 品目を原材料に含まないおやつのみで構成された献立		
変更希望月	年 月から（1 日から適用となります）		
変更理由	以下の理由のため （ ※アレルギーの場合はアレルギーも記載 ）		

※届出の提出期限等、詳しくは裏面を参照してください。

注意事項

1. 届出について

- (1) 届出は停止、再開、献立変更を希望する月の前月 15 日（土日祝の場合は翌日等）ま
でとなります。なお、オンライン提出の場合も、受付は同日 19 時までとなります。
- (2) 期日を超えた場合、希望した月からのおやつ停止、再開、献立変更ができませんの
でご注意ください。

（例）4 月 15 日の届出 → 5 月分より適用

4 月 16 日の届出 → 6 月分より適用

また、後から遡っての届出は承れません。必ず事前の届出をお願いいたします。

- (3) おやつ停止、再開、献立変更は月初（1 日）からの適用となります。月途中から
の停止、再開、献立変更はできませんのでご了承ください。

2. おやつを停止した場合

- (1) おやつを停止したお子様がルームを利用する場合は必ずおやつおよび水筒をご持参
ください。
- (2) おやつ及び水筒を持参しなかった場合においても、放課後ルームにて他の児童に提供
されるおやつや飲み物の提供を受けることができません。
- (3) ルームではおやつをお預かりすることができません。利用日は毎日ご持参ください。
- (4) おやつを持参する場合、1 食あたり 80 円、3 品程度を目安でのご準備をお願いいた
します。放課後ルームで提供のおやつと比較し内容や品数に著しく差異がある場合、
支援員より内容について変更をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたしま
す。
- (5) おやつを停止した場合、おやつ代相当額（2,000 円）を利用料から差し引きます。

3. 8 大対応献立について

- (1) 8 大対応献立とは、特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、
くるみ）を原材料に含まないおやつのみで構成された献立になります。また、通常
のおやつについても、以下の 13 品目（そば、ピーナッツ（落花生）、アーモンド、カシ
ューナッツ、けし、まつ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、
ペカンナッツ、マカダミアナッツ、キウイフルーツ）は使用しておりません。
- (2) 通常のおやつ献立とは献立表が異なります。
- (3) コンタミネーション（商品を生産、製造する過程で原材料にないアレルゲンが意図せ
ず微量混入してしまうこと）には対応しておりません。微量でも症状が出る場合はご
持参をご検討ください。

【問合せ】 船橋市地域子育て支援課 電話 047-436-2319